

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画

《 2019年（平成31）年度～2022（平成34）年度 》

概要版

平成31年3月 加東市

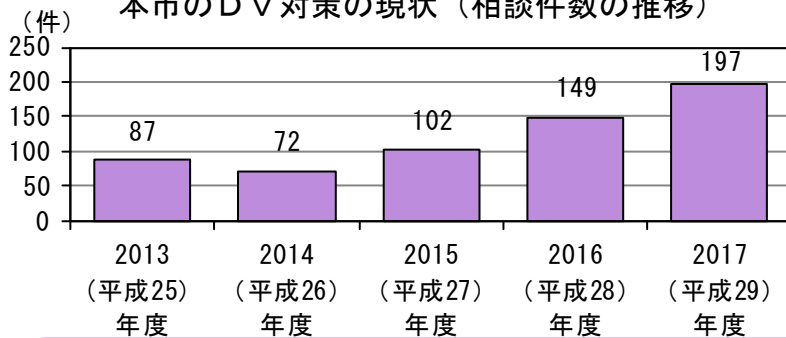
DVとは？



DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や交際相手等の親しい関係にある人から受ける暴力のことをいいます。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれます。

本計画における「DV」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する配偶者（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手（元交際相手も含む）からの暴力も対象としています。

本市のDV対策の現状（相談件数の推移）

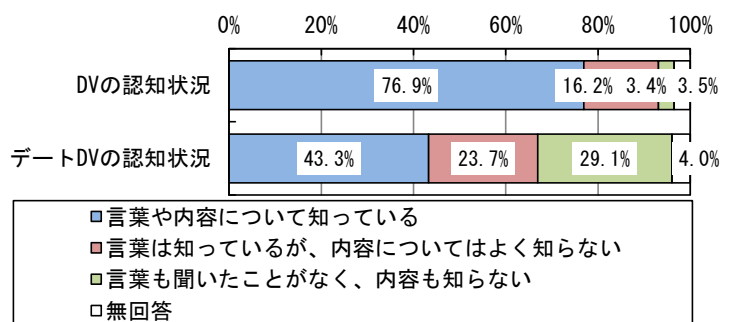


本市における相談延件数及び相談実件数は、2013（平成25）年度から2014（平成26）年度にかけて減少傾向にありましたが、2015（平成27）年度以降は増加し、2017（平成29）年度は相談延件数197件となっています。

～「平成29年度加東市DVに関する市民意識調査」から～

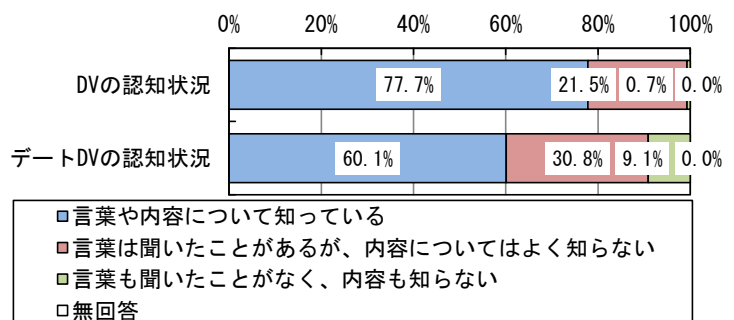
【DV・デートDVの認知状況】

- 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が76.9%となっています。
- デートDVの認知状況については、「言葉や内容について知っている」が43.3%となっています。
- 「デートDV」について内容まで知っている人は半数に満たない状況となっています。



【高校生のDV・デートDVの認知状況】

- 「DV」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が77.7%となっています。
- 「デートDV」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が60.1%となっています。



**配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む
重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。**

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画について

1 基本方針

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、あらゆる暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現をめざします。

重点
目標



配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

本市に住む誰もが暴力の不安に怯えることなく、また、暴力で人を傷つけることがないように、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。

被害者に対しては、警察や県の関係機関、民間団体との連携・協力により、自立に向けて安心して歩みを進められるよう継続的に、かつ被害者の心情を尊重した支援に取り組みます。

2 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2022（平成 34）年度までの4年間とします。ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

暴力の形は さまざまです

DVには、身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力といった様々な暴力が含まれます。

身体的暴力

殴る、蹴る、首をしめる、髪の毛をひっぱる など

精神的暴力

大声で怒鳴る、脅す、何を言っても無視する、大切なものを壊す など

性的暴力

望まない性行為を強要する、ポルノなどを無理やり見せる、避妊に協力しない など

子どもを利用した暴力

子どもに悪口を吹き込む、子どもを盾にして脅す など

経済的暴力

生活費を制限したり渡さない、お金を取り上げる、使い道を細かくチェックする、借金を繰り返す、仕事をさせない など

社会的暴力

メール・電話をチェックして交友関係を細かく監視する、実家や友達との付き合いを制限する、外出させない など

～ 子どもへの影響 ～

子どもに暴力を身近で見聞きさせることは児童虐待であり、子どもに大きなストレスを与えます。



DVは誰にでも身近に起こりうる問題です。あなたが暴力を受けた時は、どうか一人で悩まないで、信頼できる人や機関に相談しましょう。（裏面に相談窓口を掲載しています）。

3 計画の取組

基本
課題

I

相談体制の充実

1. 相談窓口体制の周知と充実

- (1) 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実
- (2) 相談窓口の周知と充実
- (3) 相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人）に応じた情報提供や相談支援

2. 相談員等の資質向上

- (1) 相談員等の各種研修への参加
- (2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施



基本
課題

II

被害者の安全確保

1. 緊急時における安全確保

- (1) 被害者及び同伴家族の安全確保
- (2) 子どもの安全確保
- (3) 警察や県との連携による一時保護

2. 被害者の情報の保護

- (1) 住民基本台帳の閲覧等の制限
- (2) 関係部局における情報管理の徹底

3. 保護命令等の情報提供と 申立にかかる手続きの支援

- (1) 保護命令制度に関する情報提供
- (2) 裁判所への同行支援

基本
課題

III

被害者の自立支援と生活再建の支援

1. 被害者の自立に向けた支援

- (1) 自立に向けた情報の提供
- (2) 生活再建に向けた支援
- (3) 住宅の確保に向けた支援
- (4) 就労に向けた支援
- (5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

2. 被害者の子どもへの支援

- (1) 就学や保育に関する支援
- (2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施
- (3) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

基本
課題

IV

DVを許さない意識づくりの推進

1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

- (1) 冊子やカードなどの啓発物品の配布
- (2) 市民向け講演会の開催
- (3) 「女性に対する暴力をなくす運動」
(11月12日～11月25日)の周知

2. 子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発

- (1) デートDV防止教育・啓発の実施
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施

3. DVに関する調査研究

- (1) 市民への意識調査の実施
- (2) 災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討

基本
課題

V

支援体制の充実

1. 庁内支援体制の整備

- (1) DV被害者支援対応マニュアルの活用
- (2) 加東市DV防止ネットワーク会議の開催

2. 関係機関との支援体制の強化

- (1) 警察や県など関係機関との支援体制の強化
- (2) 広域的な被害者支援の実施
- (3) 民間の被害者支援団体との連携

3. 支援を担う人材の育成

- (1) 職員に対する教育の実施
- (2) 支援団体の育成



加東市配偶者暴力相談 支援センターの取組

DVの根絶と被害者の自立支援を図るため、2017（平成29）年度に開設しました。

①電話相談及び来所相談

②被害者及び同伴する家族の緊急時における安全の確保

③被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助

④保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

⑤被害者を保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 など



● 「DVかな？」と思ったら

チェックリストで、あなたやパートナーの言動をふり返ってみましょう。

- 「バカだ。」「何もできない。」など人格を傷つける暴言を吐く。
- うまくいかないことがあるとなんでも相手のせいにする。
- 「誰に食べさせてもらっているんだ。」と怒鳴る。
- 怒るとモノを投げつけたり、壁を叩いたりする。
- 何を言っても無視して口をきかない。
- 殴ったり、蹴ったりする。
- 首をしめる。
- 髪を持って引きずりまわす。
- 望まない性行為を無理やり強制する。
- 避妊に協力しない。
- 実家や友達との付き合いを制限する。
- 携帯をチェックする。
- 生活費を渡さない。
- 子どもの前でばかにしたり、殴ったりする。
- 自殺すると脅す。



● 相談したいとき

ひとりで悩まず、早めの相談が問題解決への第一歩です。自分を責めたり、暴力を我慢せず、早めに相談しましょう。ただし、**緊急の場合は、110番通報**してください。

● 相談を受けたとき

もしも身近な人からDVに関する相談を受けたとき、さまざまな相談窓口があることを伝えてあげてください。

配偶者、交際相手などからの暴力の相談窓口

～ 個人情報や相談内容などの秘密は必ず守られます ～

相談窓口	電話番号	実施日時
加東市配偶者暴力相談支援センター	0795-43-0411	月曜日～金曜日 8:30～17:00
兵庫県女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700	9:00～21:00 年中無休
兵庫県立男女共同参画センター	078-360-8551	月曜日～土曜日 9:30～12:00 13:00～16:30
兵庫県警察 ストーカー・DV相談電話	078-371-7830	24時間対応
加東警察署 刑事生活安全課	0795-42-0110	24時間対応
NPO法人ウィメンズネット・こうべ	078-731-0324	10:00～16:00 (月・水・金曜日) ※火・木曜日は休み

第2次加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画【概要版】

発行日 平成31年3月 / 発行 加東市 / 編集 加東市健康福祉部福祉総務課

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

TEL 0795-43-0408 FAX 0795-42-6862 / URL <http://www.city.kato.lg.jp>